

平成28年第1回笠松町議会定例会会議録（第4号）

平成28年3月7日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄

欠席議員

議 員	10番	長 野 恒 美
-----	-----	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	岩 越 誠
建設水道部長	那 波 哲 也
教育文化部長兼教育 文化部教育文化課長	田 中 幸 治
会計管理者 兼会計課長	浅 野 薫 夫
総 務 課 長	足 立 篤 隆
企 画 課 長	堀 仁 志
税 務 課 長	森 泰 人
環 境 経 済 課 長	平 岩 敬 康
福 祉 健 康 課 長	服 部 敦 美
建 設 課 長	佐々木 正 道
水 道 課 長	田 島 茂 樹
教育文化課主幹	花 村 定 行

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	田 島 直 樹
書 記	朝 日 純 子
主 任	堀 場 洋 平
主 事	小早川 雄 紀

1. 議事日程（第4号）

平成28年3月7日（月曜日） 午前10時開議

日程第1 第27号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第2 第28号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する議決事項の
変更について

- 日程第3 第14号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第4 第15号議案 町道の路線認定について
- 日程第5 第16号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第6 第17号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第7 第18号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 第19号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 第20号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 第21号議案 平成28年度笠松町一般会計予算について
- 日程第11 第22号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 第23号議案 平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 第24号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第14 第25号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計予算について
- 日程第15 第26号議案 平成28年度笠松町水道事業会計予算について

○議長（船橋義明君） ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第27号議案から日程第15 第26号議案までについて

○議長（船橋義明君） 日程第1、第27号議案から日程第15、第26号議案までの15議案を一括して議題といたします。

書記をして第27号議案及び第28号議案の2議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第27号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

笠松町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年笠松町条例第14号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年3月7日提出。笠松町長 広江正明。

第28号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合理約の変更に関する議決事項の変更について。

岐阜地域児童発達支援センター組合理約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第2項の規定により、平成27年第4回笠松町議会定例会において、第82号議案として議決を経た岐阜地域児童発達支援センター組合理約の変更についての一部について、次のとおり変更するものとする。平成28年3月7日提出。

○議長（船橋義明君） 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、追加議案の説明をさせていただきます。

まず、第27号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

あわせて、議案資料の1ページから2ページをごらんいただきたいと思います。

笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から施行されること及び平成28年2月24日付で非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

議会開会日以後に政令が公布されたため、今回追加提案させていただくものであります。

まず、第25条は行政不服審査法の施行関係でありまして、こちらでは異議の申し立ての字句を審査請求に改正するものであります。

また、附則第5条では、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正関

係でありまして、傷病補償年金及び休業補償について、同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合に、給付額に乗ずることとなる調整率を政令と同様の率に改正するものです。まず附則第5条第2項の表の関係で、傷病補償年金「0.86」を「0.88」に改正、そして特殊公務災害、こちらは非常勤消防団員がその生命または身体に対する高度な危険が予測される状況下のもとにおいて、火災の鎮圧、人命の救助等、被害の防御に従事し、受けた災害であります。これに係る傷病補償年金で、傷病等級第1級以外の場合は「0.91」を「0.92」に、それから特殊公務災害に係る傷病補償年金で、傷病等級が第1級の場合は「0.90」を「0.91」に、附則第5条第5項の表の関係で、休業補償「0.86」を「0.88」に改正するものであります。

この特殊公務災害に係る傷病補償年金以外の箇所については、さきに議決いただきました第6号議案と同様の改正を行うものであります。

施行期日は平成28年4月1日。

そして、経過措置として、施行日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償、並びに施行期日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金についてを適用するものであります。

続きまして、3ページの第28号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する議決事項の変更についてであります。

平成27年第4回定例会において、岐阜地域児童発達支援センター組合の構成団体から美濃加茂市が脱退する関係の規約変更について御議決いただいたところではありますが、今回はその議決事項の一部を変更させていただくものであります。

第4回定例会で議決いただいた規約変更では、美濃加茂市の脱退に関するもののほか、あわせて字句の改正も行わせていただきましたが、組合の事務局がある岐阜市が規約変更の許可申請を県に提出したところ、一部の字句の改正内容に構成市町の間において相違があるとの理由で県の許可が得られない状況である旨の連絡が今回岐阜市よりありました。

これを受けて、岐阜市ほか構成市町で協議した結果、構成市町間における字句の訂正箇所を統一することとし、第4回定例会で議決を得た事項の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

内容は、第7条第3項中の任免の字句を任命に改めた改正事項を改正しないこととするものであります。

施行期日は平成28年4月1日であります。

以上2件、よろしく願いいたします。

○議長（船橋義明君） お諮りいたします。

ただいま提案の第27号議案及び第28号議案の2議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことといたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第27号議案及び第28号議案の2議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことに決しました。

第14号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

○4番(川島功士君) 指定管理者ということですが、それに関連というか、それを質問する前提としてお聞きします。多目的運動場A、Bになっているのですが、基本的にはサッカー場のような仕様になっているわけで、このサッカー協会が指定管理者になっている間にサッカー以外の競技に使われたことはあるのか。また、サッカー以外の競技からの申請が出たことがあるのかについてお答えください。

○議長(船橋義明君) 田中教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化部教育文化課長(田中幸治君) 御質問のサッカー競技以外で多目的運動場のほうが使用されたことがあるのか、あるいは申請がされたことがあるのかという御質問ですが、サッカー競技以外では、グラウンドゴルフで使用された実績がございます。それ以外にはございません。

[挙手する者あり]

○議長(船橋義明君) 4番 川島議員。

○4番(川島功士君) どのぐらいの程度グラウンドゴルフに使われたのか、ちょっとわかりませんので、その点が1つと、サッカー競技以外で使われにくいというのは、サッカー協会が指定管理者になっているからかどうかについて、それと、サッカー以外の競技から申請があった場合はどうなるかについてお知らせください。

○議長(船橋義明君) 田中教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化部教育文化課長(田中幸治君) 多目的運動場のグラウンドゴルフの使用状況でございますが、郡のグラウンドゴルフの大会、県体のほうですが、こちらのほうの実績がございます。5月に2度、去年は利用されております。

それから、多目的運動場につきましては、多目的運動場という性格から、サッカー以外でも使用は十分可能でございます。ただ、サッカー場という名称があるのか、申請は比較的少ないと考えています。

[挙手する者あり]

○議長(船橋義明君) 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

ほかのスポーツで、私が直接聞いたのは、ラグビーの団体から使用できないだろうかという話がありました。大幅に施設を改修しなければならないスポーツというのは難しいかもしれませんが、例えばラグビーのゴールポストをつくっていただくとか、そういった形でほかのスポーツへの開放などはやっていますよと、使いたい方はどうぞというような形での周知であったり、そういうお話というのは、今後開放も含めて行っていただけますでしょうか。

○議長（船橋義明君） 田中教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化部教育文化課長（田中幸治君） 周知につきましては、今後サッカー以外のスポーツでも可能であるということは周知したいと思いますが、施設の改修については今後少し研究していきたいと考えています。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） この件について、関連で質問させていただきたいと思います。

こちらがオープンしたときは、当初F C岐阜の公式練習場にも使われるということだったのですが、昨今の新聞報道等を見ますと、岐阜市のほうに新しい練習場ができたということで、今現在、F C岐阜の練習というのは月にどの程度行われているのかをまず教えていただきたいと思います。

○議長（船橋義明君） 田中教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化部教育文化課長（田中幸治君） フットボールセンターにおけるF C岐阜の利用状況でございますが、トップチームが天然芝のほうで58回、F C岐阜セカンドが118回、月に大体9回から15回の間ぐらいでございます。それから、F C岐阜スクールが月に3回から5回で合計29回。F C岐阜U-18が、月2回から9回の幅がありまして合計で31回。それから、Jクラブユースリーグということで1回利用されております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 思った以上に利用されているなど個人的には思ったのですが、ただこういった練習日程というのは、例えばF C岐阜のホームページとか、あるいは町のホームページで公開されてはいるのでしょうか。その点をちょっとお聞きしたいというのは、この間、開幕しましたが、既にF Cはアウェー、ホームで2連敗と。それも4対0という大量失点という全くふがいないような結果でした。せっかく宮田社長が新任されたにもかかわらず、出だしから非常にふがいない結果で、サポーターの皆さんもやきもきしていると思うのですが、もし可能になれば、そういう練習公開日などをPRして、サポーターの皆さんに足を運んでいただき、

特に笠松のところは駐車場も広いですので、叱咤激励をし、選手に奮起を促してもらうということもひとつ考えたらどうかなあと個人的には思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（船橋義明君） 田中教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化部長兼教育文化課長（田中幸治君） F C岐阜の練習日程につきましてですが、F C岐阜のホームページのほうで練習日程は公開がされております。それから、笠松町のホームページからF C岐阜のホームページに入りまして、練習日程は確認することができます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

せっかくの地域に根差したチームですので、もう少し町のほうでも、リンクを張るというのも一つの方法ですが、独自でそのコーナーみたいなものをホームページ等、あるいは広報等をつくっていただき、もう少し地域の方にも関心を持って、そしてできたら後援会のほうにも入会していただく、そういった取り組みが必要かと思っておりますので、一応要望しておきます。よろしくをお願いします。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 今回の14号議案は、この多目的グラウンドA面、B面を指定管理者にサッカー協会が適当か適当でないか、また4月1日から3年間の契約を議会で議決しなさいという案件だと思います。

今、内容的にはいろいろ皆さん方も心配されて、お2人の議員が聞かれたのですが、私が思うのは、この指定管理者制度を新しく笠松町において決めたわけですが、田中部長の考えとして、この指定管理者制度は、果たしてメリット・デメリットの考えはどんなものか。今現在、新しく4月1日から再度3年間の契約を結ぶわけですが、本当にこの指定管理者制度が町のために、財政的にも、また管理的にも適しているか。それは部長の考えで結構ですので、一遍、本当に指定管理者がよかったと思われているのか、そこら辺のことを聞かせていただきたい。

たまたま僕もこの土曜日・日曜日の2日間、グラウンドへ行きまして、本当に米野グラウンド、勤労青少年グラウンド、このサッカー場、どれも小学生から中学生がいっぱいでした。また、日曜日、きのうは野球が始まりまして、野球連盟の会長として勤労青少年グラウンドに行きましたけれども、岐阜工業の硬式野球の練習も土曜日にやっていました。笠松町にしては、本当にあれだけのグラウンドが身近にあり、皆さん方に使っていただけるということで、将来

的にも、またいろんなグラウンドや体育館もできるわけで、中央公民館の体育館もまたそのうちにはつくらなければいけないのですが、この指定管理者制度について町長さんもお考えはあると思いますけれども、指定管理者制度が果たして本当に町民のために、経費の面、また利用の面で、部長の今のお考えを教えてくださいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（船橋義明君） 田中教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化部教育文化課長（田中幸治君） 指定管理者について、メリット・デメリットの部長の考えはということでございますが、平成25年の4月から指定管理者としてサッカー協会を指定させていただきまして、およそ700回を超える利用がございます。平成27年度の指定管理者における決算見込みを見てみますと、収入の見込みが、委託料を含んででございますが、2,155万7,000円程度。それから、支出のほうが2,130万9,000円を見込んでおりまして、黒字になっております。

また、積み立ての補充ということで、若干の積み立てもできるような状況でございます。利用についても、適正に維持管理がなされております。また笠松町以外のサッカーチームの方々も多く利用されておりまして、その団体との利用調整もうまくやっておられるということで、今の指定管理者のほうで円滑に業務をなされていると考えておりまして、適正に管理されていると感じております。

したがって、岐阜県のサッカー協会が今の指定管理者としてよくやっていると認識をしております。以上でございます。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

田中部長の考えとして、この指定管理者制度が本当にこの町のためになっておるということを思っておられるならば、この議決はやっぱり通さなければいけないし、3年間、またしっかりと見張っていただいて、町民のために、また町内外のためにですね、これは。町内外の方が本当にサッカー場をたくさん使ってもらえるから、やはり来ていただくということは町の活性化にもなると思いますので、この指定管理者制度がますますこの町にとっていいことだということで、お願いいたしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、部長が答弁したのも1つでありますし、やはり芝の管理というのは専門性とかそういう知識も要りますし、管理には大変細かい気を使って、いわゆる日時も必要でありますので、これはやっぱり専門性を持ったサッカー協会が一番適切ではないかと思いません。

と同時に、今報告がありましたように、F C岐阜を初め、この近隣のサッカー関係の皆さんの利用が非常に多いということもあって、そういう設備の管理というのは責任を持ってやるべき問題だとも思いますので、そういう意味で管理者制度というのは適正なものではないかと思っております。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

第15号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第9号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 今回の補正予算の中に情報セキュリティ強化対策事業として、地方債として3,800万円という結構膨大な金額が予算化されているわけですがけれども、情報セキュリティを高めるということで、物理的にそれぞれのネットワークを独立させるという方向だとお聞きしております。インターネットにつながる職員の方のパソコンが限定されてくるということになるわけですがけれども、そうすると一般の各省庁からのいろんな通達であったり、補助

制度の内容を見に行ったり、日常的にできる範囲が非常に狭まっていくのではないかなと思っています。それと、インターネット上から引き出したデータを加工し、それを庁舎内の例えば議案であったり、いろいろなもので使う場合に、どのような形を使って加工・編集をするのか。そして、インターネットで引き出したデータを加工・編集するのはどのパソコンで行うのか、どのようにするのかということについて、何かいいお考えがあるようでしたらお聞かせください。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは情報セキュリティの強化に伴います事務処理について、お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、確かにそれぞれが分離されることによりまして、現行、行っている事務が結構やりにくくなる、進めにくくなる、不自由になるということは、現状の中で考えております。それで、実際に各省庁からのメール等につきましては、LGメール等で確認しました後に、必要があればインターネットは専用端末を今度用意するわけでございますが、そちらの端末を通じて検索等をさせていただきます、添付ファイル等につきましては町のほうで企画課が所管をいたしておりますので、許可を出しましたUSB等の記録媒体等を用いまして、データの移動、ファイルの編集・加工等を作業いたしまして事務処理のほうを進めたい、今現状こんなように考えておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） かなり事務が煩雑になって、そういうことをなくすためにイントラネットを整備していったということですね、本来であれば。そうすると、そのイントラネットを使わなければいけないのに、使われているというような状況に陥っていくのではないかなと思っております。

けさの国会答弁でも、国の機関に対するサイバー攻撃と呼ばれるものが4年前の7,000件から、ことしは2万件にふえたということで、そういう情報セキュリティ上の問題で、物理的にもう入れないようにするというのは、これはもうある意味いたし方ないことだと思います。今後、国や県はいろんな事務処理上、もっとやりやすいような方式をまた考えてくるかもしれません。町の中でもいろんなことを検索しながら、より一層やりやすいように、それがかえって手かせ足かせにならないようにしていただきたいと思いますが、その辺についての考え方をお願いします。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

今、議員さんがお話くださいましたように、今回、日本年金機構等によります個人情報の

流出事案等いろんな事案がございまして、平成27年12月25日付で総務大臣名をもちまして、新たな自治体情報のセキュリティー対策の抜本的強化について、このような通知を受けたわけがございます。

そのような中で、今お話しくささいましたが、マイナンバー等の利用事務体系では、端末から情報持ち出し不可、こういった設定を図って、情報流出を徹底して防止することですとか、今のインターネットの切り離しの関係ですね、もう1つ、国の助成事業で、都道府県と市町村が協力して、自治体情報のセキュリティークラウド、インターネットの上に、都道府県の事業になるわけですけれども、1つ入り口をつくりまして、そこに県内の市町村が通じて出ていくというような事業のほうも、案としては上がっております。そういった種々の事業の中で、基本的には平成29年の7月にそういった事務がスタートすることに向けまして、今回も補正予算案で上程をすることによって、国の補助対象事業となるというような通知を受けまして、上程をさせていただいたところでございます。今後、都道府県の動きでありますとか、国の状況等をよく注視させていただきながら、当町にとりまして事務の後退ということは避けられない部分であるという認識をしておりますけれども、職員にとっても使いやすく、なおかつ徹底したセキュリティーの強化対策は図られている、こういった形の体制を構築できるよう努めてまいりたいと思いますので、また議員さんからも御助言等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） まず1つが、53ページの地方債補正に関することでお聞きしたいと思います。

ここに利率が4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率）となっておりますが、非常にわかりにくいので、もう少し丁寧に説明していただきたい。というのは、これは変動利率だと思うのですが、これはどのような基準でその利率が決まるのか。そして、ことしに入ってマイナス金利という政策が日銀によって行われているわけなのですが、その影響というのはこういったものに含まれるのかどうか。

その2点をお尋ねしたいのと、もう1つは63ページの地方創生推進事業、これは提案説明の中でもあったと思うのですが、まちづくり支援アプリ開発の委託料に関しまして、もう少し具体的に、どこに委託される予定なのか。そして、その支援アプリというのは具体的にどのようなものをイメージされていて、大体いつごろ利用されるというか、供用開始を見込んでおられるのかということと、その下にあります支援アプリ開発講座運営委託料に関しまして、この講

座というのは誰を対象に、どのくらいの規模で、どのような内容でやられるのか。そして、その下にありますアプリ連動イベント開催事業、これは具体的にはどのようなイベントを予定されているのか。その点の御説明を願いたいと思います。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、まず最初の地方債の補正の関係でございますが、今回、情報セキュリティ強化対策事業ということで、53ページに記載のとおり、地方債の補正をさせていただいているところでございます。

地方自治法の230条の規定によりまして、それぞれ限度額、起債の方法、利率、償還方法等については予算で定めるとの規定に基づき、補正をさせていただいております。

利率の4%以内という部分につきましては、このところ、ずっとこの数字で、以内という限度額は限度の率を上限に定めた率でございますので、4%というような形で予算のほうを出させていただいております。

現実には、このところではやっぱり0.6%とか、実際の借り入れに際しましてはそういった状況になっているところでございます。

一般的には、公開見積り合わせといいまして、縁故債で、地元の金融機関の方々にこういったような金額、償還期間で、どれぐらいの利率で貸し出しをして融資をしていただけるかというようなことをいたしまして、それぞれ提示いただいた中で、最も低金利である金融機関から借り入れをさせていただいているという状況でございます。

それと、地方創生の関係についてでございますが、まずまちめぐり支援アプリの開発委託料につきましては、どこの業者とということは、これから予算のほうを措置していただき、あと国からの採択の通知等を受けました後に事務のほうを進めさせていただきたいと考えております。

このアプリ等の構築につきましては、現実的には運営協議会というような形のものを立ち上げさせていただきまして、商工会でありますとか、地元の金融機関で組織する金融協会、あと地元岐阜工業高校の生徒さんですとか、町内の事業者の代表者の方、まちづくりのNPO、まちの駅の関係者の皆様方にお声がけしながら、協議会というようなものを立ち上げ、このアプリの作成、実施に努めていきたいと考えているところでございます。

あと、まちめぐり支援アプリの開発講座の運営等につきましては、こちらのほうも人材育成等の観点から、将来のまちづくりを担っていただけるような若年層の方から、あるいは岐阜工業の生徒さんも含めてでございますが、そういった人材の育成に努めていきたいという部分と、その後、経営というような観点からも、商工会にもお力添えをいただきながら、事業経営というような観点からの講座等も開催する事業計画を今持っておりまして、それらに係りますアプリの委託料ですとか、講座運営等々に係る事業費について、今回予算措置をさせていただいた

というところでございます。

ちょっと済みません、答弁が漏れておりますかもしれませんが、よろしかったでしょうか。

○2番（古田聖人君） あとイベントのほうの内容を。

○企画環境経済部長（村井隆文君） イベントのほうも、実際にこのアプリの中に、また電子クーポンなどを使えたらということで、町内の事業者から、また御協力いただきながら、そういう電子クーポンを発行するのとあわせて、町中をめぐっていただいたりする複合的なアプリというような形の開発をできたらという思いで、今位置づけをさせていただいているところでございます。よろしくお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

まず、地方債に関しましては、0.6%ということで、どんなものだろうかというようなところですが、金利の見直しというのは大体どのぐらいの範囲というか、年に何回なのか、それはどのように時間を置いて行われるのかということをもう一度確認させていただきたい。あとアプリのほうで、まだ青写真もほとんどできていなくて、これからという感じだと思うのですが、1つお願いしたいのは、できるだけ地元の業者や、あるいは岐阜工業の生徒さんたち、せっかく今、岐阜工業さんの生徒さんたちが笠松駅のイルミネーションとか、ふるさと納税の点でも非常に協力して頑張っているから、そこらあたりからもどしどし意見を取り入れて、実際に開発や運営に携わってもらうことによって、また生徒さんたちのレベルも上がると思いますので、このあたりもよろしくお願いいたしますということと、あと青写真ができれば、言葉ではちょっとわかりにくいので、こんなようなアプリになるよとか、こんなようなイベントを考えているよというようなことを絵とか写真を入れて、わかりやすい形でお示しさせていただきたいと思います。

では、まず金利のほうの説明だけ、お願いします。

○議長（船橋義明君） 企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） 地方債の金利の見直しにつきましては、例えば今、臨時財政特例債ですと、20年間というような借入期間であるわけですがけれども、10年経過した時点で金利については見直しをさせていただき、手続をさせていただいているところでございます。

あと、アプリの関係は、当然今、議員さんが御意見くださいましたように、岐阜工業高校の若い生徒さんの発想ですとか、知恵とか、非常に私どもではできない部分をたくさん持っておられますので、そういった部分はぜひまた力を借りながら進めたいと思いますし、あと青写真等につきましても、できました段階で、機会を捉えながら、議員の皆様にも全員協議会等でお示しをさせていただき、御説明をさせていただきたいと思いますので、またその都度、御意見

をいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

なぜこんなに金利についてこだわるかといいますと、最初、今議会の冒頭にも町長さんからお話がありましたように、非常に財政的に切迫していると。そうした中、家庭でもそうなのですが、意外と金利というのは非常に大きなウェートを占めているわけですね。ですから、お金を借りるときは少しでも安い金利で借りて、なおかつこうやって利率が下がってきたときには、それをもっと交渉して、多少なりとでも、0.1%、0.01%でもいいですから、金利を下げてもら。その分だけ、元本を減らす前に、金利も、利息を減らしていかないと、なかなか償還の時間がかかってしまうのではないかと思いますので、この10年というのが、これは多分条項で決まっているからしょうがないと思うのですが、今後もし借り入れの際は計画的に、なおかつそういった交渉をお願いしたいなと思います。以上です。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） せっかく議案の勉強会をしていただきまして、そのときに参加していない私が悪いと言われてしまいますが、ちょっと所用で出られませんでした。71ページの7款 土木費、4項の都市計画費のところ、都市計画総務費で964万9,000円の減額、それから公園費で638万6,000円と。これは事業の精査とか、見積もりよりも安くできたのか、それはわからないのですが、最終、都市計画では耐震改修の交付金が230万円ほど減額、それから下水道の繰出金が649万7,000円、サイクリングロードの整備工事請負費が400万円と、合計すると約1,600万円ほど減額になっています。工事が完成して安くなったのか、最初の見積もりがどういうふうだったのか、それはわからないのですが、この辺の減額の内容だけ少し教えていただけたらと思います。3月はどうしても減額、減額で、ほかの項目を見ても委託料の減額とか、いろんな面で減額が多く、そこら辺の工事の関係で、ちょっと内容的に、そのときに聞けばよかったです。部長のほうからもしわかりましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（船橋義明君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） お答えします。

都市計画総務費の耐震の関係ですけど、やっぱり申し込みがなかったという関係がありますので、申し込みが減ったとか、そういう関係で減額になっております。耐震の関係も周知をいろいろしているのですが、どうしてもたまたま家をさわるとか、そういうときがない限りは、耐震工事だけで済みませんので。耐震だけでやっても、それにプラスアルファ、例えばトイレ

を直したりとか云々が出てきますので、どうしてもそのタイミングと合わないといけないと。あと、お年寄りで、今直しても、耐震の工事をやってもという関係がございます。例えばリバースサイドカーニバルのときにそういうブースを設けたりとか、いろいろと周知をしております。また、順番に町内のお年寄り世帯を職員が説明に回っても、うちは高齢で家屋も古いので、さわっても意味がありませんとかいう返事がありますので、これはやむを得ない形だと思っています。

下水道の繰出金の関係は、調査の関係が減ったとか、工事請負費がちょっと減ったとか、そういう関係で繰出金は減ったということで、またこれは後で下水道の補正の関係の中で御説明させていただきたいと思います。

あと、公園費の公園維持管理委託料ですね。これは、減ったというのは、各公園の維持管理委託契約の落札の関係で、請負差金が出たということと、みなと公園の警備の委託料の関係も減額になったということです。

その次の公園費のサイクリングロードの整備工事で、これは大ざっぱに言いますと、請負差金が出たということで、当然積算のほうはきちんとやっているのですが、どうしても現場合わせということがありますので、その辺で差額が出たということで減額になったということでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 今、部長のほうから減額、減額で説明があつたのですが、またこれは平成28年度予算、次の項目にありますけれども、この耐震の助成は毎年毎年、一応予算を組んでもなかなか町内から申し込みが余らないということで、また同じような金額で28年度も予算が組まれると思いますので、そこら辺、また周知の関係を。特に本町地区には古い木造家屋もありますので、また予算を組んでいかななくてはいけないかなと思っています。そこら辺は適正な予算を組んでいただくように、来年度もお願いしたいと思います。

サイクリングロードも、来年度はまた、次から次へ大きな工事費が入ってきますので、積算をきちんとしていただいて、早期に完成するようによろしく申し上げます。これも要望しておきます。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） 66ページの19節の負担金補助及び交付金、国から6,600万円おりるということですが、1人3万円と聞いています。これは条件がいろいろあると思いますが、この条件をもう少し詳しく教えていただけますか。例えば、不動産がたくさんあるとか、アパート住

まいとか、いろいろあると思いますが、それは関係なくもらえる金額なのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから、68ページの衛生費で、環境衛生費の住宅用太陽光発電システムですが、これは減額になっていますが、今年度は大体何件ぐらいで、1キロアワーですか、今補助金はどのようになっているのか。それに関して、恐らくこういう太陽光発電をつけられると、屋根には普通は上げられないので、それは耐震化のほうへも関係してくると思いますが、今年度、前年度で大体何件ぐらいが太陽光発電をつけられたかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（船橋義明君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

66ページの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費ということでの御質問だと思いますが、9目の臨時福祉給付金給付事業は、これは消費税の増に対応する低所得者への配慮ということで、一定の条件で6,000円が支給されるという形で始まって、これを精算したと。そして、今度この10目のほうで、新たにまた政府が打ち出しました年金生活者等支給臨時福祉給付金給付事業というのが補正で加えられたというものなんです。支給対象としては平成27年度に行われた臨時福祉給付金とかなり近いものがございます、特にこの10目での給付金というのは、文字どおり年金生活者などの支援を行うということで、支給対象は平成28年度中に65歳以上になられ、平成27年度において臨時福祉給付金を受けられた方と限定されるということで、これがおおむね2,200人と推定したということです。平成27年度の臨時給付金の支給対象者は、基準日である平成27年1月1日に住民登録がありまして、平成27年度分の市町村民税が非課税、均等割も課税されない方ということである。ただし、同じ世帯で課税されている方の被扶養者であってはけませんよということになっています。その人は対象外でもらえないということです。あと、生活保護などの保護を受けている人はだめですよとなっております。

1人につき3万円ということで、先ほどの給付額としては、その計算をするとおおむね6,600万円になるだろうという予算です。あとは事務費を計上させていただいたということです。

これは特にアベノミクス絡みでありまして、早期に支給するべきという考え方で、国のほうが補正予算をされて、町としましても補正予算を組んで、繰越明許で、平成28年度当初の早い時期に受け付けをして支給をするというものでございます。

あと2つほど、平成28年度にまた組み込まれた同じような給付措置がございますが、平成27年度と同様のスケジュールで進める予定であります。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうから68ページの衛生費、保健衛生費の環境衛生費の中で、太陽光発電のシステム設置整備事業の補助金につきましてお答えをさせて

いただきます。

この事業につきましては、地球温暖化の防止対策といたしまして、環境への負荷の少ない自然エネルギーの利用を推進するというような観点から、平成25年度から事業の実施をさせていただいておるものでございまして、一般的な家庭向けの太陽光発電の装置につきましては、1キロワット当たり3万円、3キロワットを上限で9万円を限度に助成をさせていただいておる状況でございます。

補助事業の実績といたしましては、平成25年度は、27件で238万6,000円、26年度は、51件で454万1,000円でございます。本年度、27年度におきましては、上限9万円で72件分の予算措置をいたしておりましたが、年度末を迎え、見込みを出しましたところ、37件の助成件数ということで、それに見合う金額を減額補正させていただいたというものでございます。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 済みません、まだ1回だけ残っておったと思うので。

重箱の隅をつつくようなことで大変申しわけありません。73ページの教育費の社会教育費の4目 歴史民俗資料館費があるのですが、歴史民俗資料館というのは条例上、まだ残っているのでしょうか。歴史未来館になったのですが、これは読みかえるとか書きかえるとかいうことはしなかったのでしょうか。それは何かのミスなのか、何かそういう条例上残っていて、こういうのが必要なかどうかということについて、申しわけないですが、済みません。よろしくをお願いします。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） 予算費目の中の歴史民俗資料館費という名称についてでございますが、今年度の6月6日に開館をいたしましたので、今年度においては引き続きこのような歳出の名称を使わせていただいているというものでございます。

○議長（船橋義明君） ほかにいいですね。

〔挙手する者あり〕

11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達しております。

平成27年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 伊藤議員。

○3番(伊藤 功君) 終わったと思っていましたので、済みません。ありがとうございます。

細かいことを聞かせていただくことになるので、申しわけないのですが、59ページの寄附金の衛生費寄附金で、レジ袋の有料化還元基金寄附金ということで、ことしは7万4,000円ですが、今までにどれだけたまっているかということと、それからもう1つは、私も近いですからトミダヤ笠松店へよく行き、買い物の袋を別に持っていくのですけれども、このごろレジ袋を向こうからくれるのですよね。使わないからいいわと言うのだけど、くれるのです。ということは、要するに売っているというわけではないので、売らなければこういうことは起き得ないと思いましたが、何でかなと。今度、コノミヤというところがトミダヤのバックについていることを聞いていますけど、そこら辺は承知してみえますか。

○議長(船橋義明君) 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長(村井隆文君) 済みません、遅くなりまして。

それでは、レジ袋の関係の寄附金についてお答えをさせていただきます。

本年度につきましては、ピアゴ笠松店から7万5,133円の寄附をいただきました。今回、その金額を積み立てるべく、補正のほうをさせていただくもので、年度末におきましては、基金残高が60万1,913円というような残高でございます。

なお、レジ袋の有料化導入については、事業者さんのほうで地球温暖化の防止であるとか、あと環境保全等の観点から取り組まれておる事業でございまして、実際にレジ袋作成に要した費用を販売価格等から差し引きまして、利益が出たときにこういった地方公共団体に寄附をされるという仕組みとなっております。基本的には事業者さんの企業理念、いろいろな観点から行われるものという認識を持っておるところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長(船橋義明君) 3番 伊藤議員。

○3番(伊藤 功君) ありがとうございます。

僕は、これは強制で、町も関連しておるのだと思っていましたので、勉強不足で申しわけございません。

正直、きのうもイトーヨーカドーへ行って、そのときも袋を持っていったら、あれ、またここも袋をくれるわと思ったことがありましたので、そういう説明ならよくわかりました。ありがとうございます。

○議長(船橋義明君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

第17号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

第18号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

第19号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

第20号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 先ほど、那波部長から説明はあったのですが、105ページの下水道債の工事請負費ですけれども、1,000万円ほど減額になっていますね。舗装は、今3月で本当にせば詰まって、しっかりやってみえるのですが、減額は3月いっぱいまでの工事を見て、この800万円と200万円ほどの舗装の減額はそれと連動しているのか。最初の見積もりからこれだけ減額するというのは、以前の工事の減額ということかどうか。この減額の内容だけ、ちょっとお尋ねします。

○議長（船橋義明君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） お答えします。

現状を見て、一応3月末で見込みまして、その減額で対応できるということで、減額させていただいております。以上です。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

第21号議案 平成28年度笠松町一般会計予算についての質疑を許します。

質疑は歳入全般を先に行い、次に歳出を款ごとに行い、その後に債務負担行為及び地方債について行います。

歳入全般についての質疑に入ります。質疑に際しては、ページ、款、項、目、節を述べてください。

一般会計予算に関する説明書3ページから21ページまでの全般について行います。

歳入の質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、歳入全般の質疑は終わらせていただきます。

先ほどの第21号議案 平成28年度笠松町一般会計予算について、歳出についての質疑を許します。款ごとに行います。

22ページ、第1款議会費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

23ページ、第2款総務費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 古田議員。

○2番(古田聖人君) 25ページの総務費の一般管理費のストレスチェック業務委託料。これは、たしかある一定規模の民間企業とか団体では義務づけられているのですが、最近そういった話をよく聞きます。具体的にどういった内容のチェックをされるのか。例えばそれでひっかかった場合、職員の方々は、ちょっと要注意だぞとか、あるいは何らかの判定が下った場合、どのような対応というか、処置がなされるのか。これはことし初めてですね。そうすると、まだ過去にはないということなので、とりあえずその2点だけお願いします。

○議長(船橋義明君) 奥村総務部長。

○総務部長兼技監(奥村智彦君) ストレスチェックについての御質問ですけれども、まずストレスチェックにつきましても、労働安全衛生法という法律が改正されまして、労働者が50人以上いる事業所では2015年12月から毎年1回、この検査を労働者に実施することが義務づけられたものでございます。

ストレスチェックは何をするかということですが、ストレスに関する質問書に労働者が記入しまして、それを集計、分析することで、自分のストレスがどのような状況にあるかを調べる簡単な検査でございます。具体的な内容としましては、国が推奨する57項目の調査票、

これは職業性ストレス簡易調査票というもので、例えば時間内に仕事が処理できますかとか、職場の雰囲気は友好的でありますか、よく眠れますかといった質問に丸をつける簡単なものでございます。

それを専門機関、今予定しているのは役場の定期検査診断をしている一般社団法人ぎふ総合健診センター等、これは入札によって決めたいと思っておりますけれども、そういった専門機関に個人ごとのチェック表と、あと部署ごとにも分析してもらいますので、その分析を依頼する予定であります。

その結果につきましては、町の関係者を経ずに、町の関係者を経ますと人事なんかはそれを見るというようなことで、今のところ考えていますのは、担当者がそれを直接、産業医の先生に見ていただく程度は思っております。あくまでも個人の職員が自分の結果を見て、産業医の先生に相談するというような体制をとっていきたいと思っております。

あと、この実施計画につきましては、総務課と福祉健康課の職員で構成されました笠松町衛生委員会で検討して、最善の方法で実施する予定でございます。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

これは一般の職員の方だけであって、特別職とか我々議員は関係ないですよ、ストレスチェックは。

あと、これは今、人事等には反映されないというか、あくまでも個人がそういうことを知るといふようなだけにとどめておくというお話だったのですが、ただ一般的にストレスの最大の原因はやっぱり人間関係にあると思います。そのストレスを受けているなあとあって、実際そういう結果が出た方は、多分ストレスの原因がどこにあるかはほぼわかってみえると思うのですけど、そういった場合、そういうことの結果を理由に配置がえを要望したりすることは可能でしょうか。そのあたりの対応を教えてください。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） まず、第1点のストレスチェックの対象者につきましては、町職員、それから臨時雇用職員、雇用保険の加入者ですね。あと嘱託員を予定しております、二役については含まれておりません。

それで、ストレスチェック内容で、先ほども申し上げましたけれども、産業医の先生に相談する体制をとりまして、まず産業医の先生のアドバイスをいただいて、その後、専門医にかかっていくというような段取りにしたいと思っておりますので、町のほうからは、まずは産業医の先生というようなことで考えております。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

では、再度、最後に確認だけさせていただきたいのですが、例えばその産業医の先生、あるいは専門医のカウンセラーの方にかかった場合、この職員は非常に精神的にストレスがあつて、このままだと精神疾患に罹患するおそれがあるというような話は、総務部長なり、誰か担当の人事の方のほうにお話が行って、それに応じて対応していただけるのか、それともあくまでもそれは個人の話であつて、あとは個人で対応しろということになるのでしょうか。最後、その1点だけ、ちょっと確認させてください。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） ストレスチェックのその後の対応につきましては、産業医の先生とか、専門医の先生の意見を聞きながら、必要に応じて総務課のほうでも労働時間の短縮や配置転換などの就業上の措置をとるつもりでおりますが、あくまでも本人との話し合いのもとに進めていきたいと思っております。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 主要事務事業の説明書のほうでちょっとお願いしたいと思います。まず1ページの総務費の総務管理費、一般管理費の中にある公用車管理事業で、公用車の管理ということで477万7,000円が上がっておるわけですが、この1台1台の車の燃費については管理をされているのか。どれぐらいの燃料消費率になっているか管理されているかどうかお聞きします。

その下の町民相談事業ということで、法律相談、悩み事相談を毎月第1、第3水曜日に2回やっていたいただいており、以前は裁判官の退任された方にやっていたいただいて、今度は弁護士にかわられたのですけれども、以前に比べて相談件数や内容についてはどのような変化があったのかお知らせください。

あと、その下の2目の文書費の中の法令管理で、昨年全てのものをデータベース化して、少しお金がかかったのですけれども、データベース化したにもかかわらず、余り管理そのものの委託料が変わっていないのですが、その理由についてお聞きします。

2ページの財産管理費の中の庁舎施設管理事業で、PCB廃棄物処分準備委託料ということで、これは聞いたと思うのですが、具体的にどのぐらいの量を今管理しているのか。

それと、3ページの企画費、企画総務費の中にあるキャラクター活用事業ということで、これはかさまるくん、かさまるちゃんのことだと思うのですが、町外に出ていってアピールした回数と行った場所なんかはどんなところなのかということですね。

その下の住民協働活動促進事業は、現在どれぐらいの団体があつて、昨年比べてどれぐらいふえたのかお聞きします。

その下の自転車駐車場管理運営事業で、今度からシルバーさんへお願いするということだったのですけれども、自転車の預かりの台数の推移というのはどうなのか。

それから、4ページの選挙費で、今年度行われました町長選挙と今度行われる我々の議会選挙に比べて、参議院議員と県知事の予算が多目ですけれども、これはどういう理由で若干なりとも多目なのか、以上質問いたします。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） まず、公用車の管理の関係で、燃費の管理はされているかということですが、申しわけございません、燃費の管理まではしておりません。

続きまして、法律相談、悩み事相談でございますが、昨年度までは元裁判所調査官の方にお願ひしていたのをことしから弁護士協会にかえさせていただきました。昨年の実績で言いますと、悩み事相談の件数が年間57件で、合同相談が9件でございます。今年度、平成27年度につきましては、悩み事相談、法律相談ということで、2月末現在ですけれども、92件になっております。その分、合同相談、これは10月21日に行ったわけですが、1件と減っております。専門の弁護士さんにかわったことで、相談回数はふえているところでございます。

それから、法令管理のデータベースの話ですが、従来は法令・例規管理システムは条例、規則、それに即した各種規定のみをデータベース化しておりましたが、今後は各課で管理していた要綱等も入れることにしましたので、費用がふえているというか、平行のままというようなことでございます。

続きまして、PCBの管理についてですが、笠松町が所有していたPCBの廃棄物につきましては、大型の高度なPCBは、笠中とか役場の受電設備で出たものがあつたわけですが、これは既に処理済みでございます。

今後、処理する予定でありますのが、蛍光灯コンデンサー241基、これは高濃度です。それと蛍光灯、水銀灯の安定器が821基、これも高濃度です。低濃度では、高圧コンデンサーということで2基でございます。それから、変圧器、これも低濃度で4基でございます。

今、特に処理を急いでおりますのが蛍光灯・水銀灯安定器、蛍光灯コンデンサーの高濃度なもので、これがおよそ1,600キロ、門間倉庫に保管している状況でございます。処理業者が国の全額出資により設立された中間貯蔵環境安全事業株式会社、旧JESCOという名前だつたところですが、今のところそこしかできないということで、今すぐ処理はできずに順番待ちのところでありまして。今回、予算提案させていただいたのは、そこへ持っていくための準備段階、これは専用のドラム缶に入れて、15本ほどになるわけですが、それに入れて用意すると事前割引がきくということがありましたので、その処分の準備をさせていただくもの

でございます。

あと、選挙費用につきましては、まず町長とか議員さんの選挙につきましては、期日前投票の期間が短いということで経費が少なくなっているということと、こういった町の選挙事務につきましては、町職員の勤務時間を代休扱いにしております、経費削減にしております。国とかの選挙では、国からの補助を受けますので、そのまま時間外手当を払っておりますが、町の選挙につきましては代休扱いを基本にしておりますので、そういったことで経費が少なくなっているところでございます。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうから3点お答えをさせていただきたいと思えます。

初めに、キャラクター事業の活用についてでございますが、こちらのほうの実績としましては、年間46回ほどイベント等に参加しております、特に県外というようなことでいきますと、東日本の震災復興の御当地キャラ応援団というような形で、東北のほうへ出向いたり、御当地キャラ in 彦根ということで、彦根のほうに出張したり、あとは各種事業があれば、その都度、県外等へも出向いておるところで、近いところだと住宅展示場で、この間は節分あたりのイベントがあったときには、そんな事業にも参加をしながら、周知といいますか、PR活動を続けているというような状況でございます。

続きまして、2つ目の協働型事業の補助金についてですが、平成21年度から大体24団体ほどで推移してきておりましたが、ここへ来まして平成24年度に25、平成25年度も25、平成26年度は27、平成27年度においては29という形で、徐々に団体数がふえている状況でございます。住民の皆さんから御相談がございましたときには、それに制度を活用いただけるような形で御相談に乗らせていただきながら、積極的な活動を支援してまいりたい、引き続きこのような体制で進んでまいりたいと考えているところでございます。

最後、3点目が自転車駐車場の利用状況でございますが、こちらのほうは大きなばらつきもなく、過去5年ほどを見ますと、月決めの町内の利用者が1,200件ほど、月決めの町外の方も700件ほどずっと推移してきております。

おおむね、利用状況については大体それぐらいの数字のところ御利用いただいている状況になっています。以上でございます。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 公用車の管理について、補足をさせていただきますけれども、走行距離と給油量はデータで把握しておりますので、今後は燃費につきましても把握するように努めていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 今、追加で御答弁をいただきました公用車の管理については、燃費というのは車の状況とか運転の仕方、荒かったり何だかということについても大変大きなバロメーターだとは思いますが、管理のほうをしていただけるということでもよろしくお願ひします。

それから、法律相談、合同相談の件ですけれども、すごいふえているという理由はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。特に前年度に比べて周知方法を変えたとも思えないのですが、口コミでふえたのか、あとは相談された方がどのような満足度だったのか。行ってよかったという話が多かったのかということについて、一つの行政評価としてどのような捉え方をされているのか質問します。

データベースのことですけれども、法令管理のことで、今いろんな内規とかも含めて、全てデータベース化して入っているということですが、そのサーバーはどこにあって、どのような経路で見に行くことになるのでしょうか。

PCBの件に関して、基本的に小型のコンデンサーという感じかなあと思いました。特に高濃度とはいえ、物すごい危険な状態ではないのではないかなと思いますので、適正な管理をしてください。

あと、この間、テレビのニュースで見たんですけれども、中間処理に出すのにその処理施設での処理が追いついていない。追いついていないので持っていけないみたいな、そんな状況があるということだったので、そういう状況はあるのかどうかということですね。

それとキャラクターはより一層頑張ってくださいということと、住民協働型の事業はふえてきているということですが、これも今後さらにそういう自助・共助の部分での住民の方の協働をより一層進めていくおつもりだと思っておりますが、その辺についての決意をお聞かせください。

それから、自転車駐輪場の管理で、余り変わっていないということで、これは基本的に今の管理体制の中では黒字化されている部分かなあと思うのですが、笠松町の場合は、実は大変管理がされていて、自転車の盗難とか損壊などの件数が非常に少ないと。別のところへ置くよりもあそこに置いていったほうがいいよという学生が多いという話も聞きましたので、ぜひとも管理体制が変わっても、きちんとそういういい話、口コミが消えないように、ぜひ管理をしていただきたいなあと思っています。

それと、選挙費用のことは期日前投票所の件と代休ということで、一般質問でもやったのですが、18歳以上の人はこの夏の選挙から具体的に何人ふえることになるのかということについて、質問いたします。

○議長（船橋義明君） お諮りします。川島議員の質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午前11時57分